

# 日華事変をめぐる日本金融の「広義国防化」変換過程と、「華北『分治』工作」の「高度国防」化

著者	判澤 純太
雑誌名	新潟工科大学研究紀要
巻	9
ページ	83-106
発行年	2004-12
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1714/00000119/">http://id.nii.ac.jp/1714/00000119/</a>

# 日華事変をめぐる日本金融の「広義国防化」変換過程と、「華北『分治』工作」の「高度国防」化

判 澤 純 太\*

(平成16年10月29日 受理)

## On Japan's Making the National Defense and Monetary Control : 1937 - 1939

Junta HANZAWA\*

Through the period from the Hayashi to the first Konoe Cabinet, which was established in July 1937, although all successive ministers of finance propagated the need of the controlled economy, in fact, it appeared, their economic policy protected the free economy interests. On the other hand, the military required successive governments the stronger national defense. Then, in order to satisfy the both opposite requests at the same time, the first Konoe Cabinet wrote one scenario.

The first Konoe Cabinet after its reshuffling established the two national investment companies in China, one was located in the northern part China, and another in the middle part both at the end of 1938. By the scenario, it was assumed that the two investment companies could absorb most of Japan's private capital on the one hand, and on the other hand could invest own capital in China aiming to make Japan's military influence prevail there.

Key Words: Japan's wartime national defense and monetary control

### 1. 日本の金現送能力の限界期（日華事変前後）

所謂金「ブロック」と当時世に称されたのは、一九三三年七月二日ロンドンで開催された「国際経済会議」において国際銀協定（各国保有銀の売り出し制限，一定量の銀買い上げ約定）があまり展望を示せず終わった一方で，一九三三年七月三日，フランス，スイス，ベルギー，イタリア，ポーランドの六カ国によって共同で発表された「金

---

\* 教授 国際関係論

擁護」共同宣言によって成立した六カ国体制のことであった。しかしながらその後、イタリアが一九三四年五月に強度な為替管理を実施し、ベルギーは三五年三月、通貨ベルガ貨を切り下げ、続いてポーランドもまた一九三六年四月、為替管理法を公布して事実上金本位体制を離脱したため、金「ブロック」はフランス、スイス、オランダの三国体制に縮小された<sup>(1)</sup>。

ところが、一九三六年九月二六日、フランス政府も英米仏三国貨幣協定の共同声明と同時にフラン貨の平価を二割五分二厘～三割四分三厘方切り下げを決定し、ついで二八日に一時的に金輸出禁止を断行した。これをきっかけとして、スイスがスイス・フラン貨を三割見当切り下げ、金兌換を停止した。またオランダも同様に、それと前後して金輸出禁止を実行したのだった。この様な一連の事態によって、金「ブロック」はほぼ崩壊した。この新情勢は更にイタリア、チェコにも波及した。イタリアは一〇月五日リラ貨の四割九厘切り下げを行い、チェコも同日、クローネ貨を一割六分切り下げを決定した。

元来通貨切り下げはその国の輸出貿易を促進する狙いを持つ措置である。しかしながら、金「ブロック」が崩壊した後、世界の各主要国がこぞって輸入割当て、輸入許可、為替補償税、為替管理等の制度を実施する状況の中では、通貨の切り下げ措置には輸出増進のための実効性は薄くなったのである。日本では、斎藤実内閣・高橋是清蔵相が一九三三年三月八日以来円貨の為替相場をドル基準からポンド基準に変更し、かつ資本逃避、為替の投機取引を取り締まるなど独自の方法での為替安定政策を図った<sup>(2)</sup>結果、対英相場は三四年、三五年を通じて、一円につき「一シリングニペンス」水準にほぼ落ち着きを保った。これによってフラン貨その他の為替切り下げの「直接的」影響を回避することが出来たが、しかし一方で、円為替は英米「クロス」の動きにも左右されていたから、万一米・日為替の低落が起こる事態になったならば、その場合には、日本の対米輸出は更に容易になるけれども、反面輸入は困難になるかも知れなかった<sup>(3)</sup>。

馬場蔵相（広田内閣：1936.3.9～37.2.2）期には、広田弘毅内閣が進めた「準戦時体制」の編成下に急激な物資需要が起こったことから生じた悪性インフレに対処するため、「公債消化」の積極策と、「増税」政策（国民消費の節約）を一九三六年の基本財政方針に据えた。その具体的な財政政策の中心は、「コール・レート」を日銀日歩より安く維持しておくという金融統制策であった<sup>(4)</sup>。その様な政策下では、銀行が「コール・レート」を去って日銀から借り入れをする必要は生じないので（いずれも国債を抵当にするのだから、安い資金を借りるほうが有利だからである）、従って日本銀行としては国債を相対的に優遇することが出来た。また低位の「コール・レート」によって、民間銀行の貸し出し利子も低くすることが出来た。この様なプロセスで市中金利が低下すれば、国債利回りと貸し出し金利との差が狭くなるから、国債消化には有利な条件が整うのであった<sup>(5)</sup>。

果して、日本銀行の低金利政策に応じた形で一般社債の利息も引き下げられ、長期資金は国債への流入を加速円滑化した。他方、銀行の預金利息引き下げも相次ぎ、またこれに銀行合同の動きも加わって、総じて資金コストが引き下がった。こうして、馬場蔵相の低金利促進政策は、産業界の資金コスト引き下げのために貢献したのだった。それは一九三二年～三五年にかけて、高利債整理を目的とした株式社債の発行が旺盛になった事実によっても明らかであった。馬場財政の主たる政策目的は兎にも角にも公債消化を促進することにあった。

そもそも一九三二年以来年々七億円から九億円の国債が発行されて来たが、一九三五年いっぱいまでは公債は極めて順調に消化されていたのであった。それは基本的には、この期間を通じて、事業資金、消費資金の必要量が著しく増加しなかったからであった。一九二九年から三二年上半期まで未曾有の不況の波に沈み込んでいた日本経済には、生産設備にも労力にも遊休部分があり、原料品半製品ならびに製品にも在庫量の激増があった。

これらの不活動生産要素は、円為替の安定下での輸出激増、満州国の「第一次五ヶ年計画」建設と軍備拡充のための需要の増加によって漸次活動化するに至ったが、一九三五年いっぱいまでは、なお完全就業状態には至らなかった<sup>(6)</sup>。従って、生産設備の新設拡張は未だ十分な状態にはなく、賃金の騰貴も僅少範囲に留まっていた。しかもその様な状況下で、産業活動及び貿易の改善に合わせた政府の財政出動が、先にも述べた様に年々七～九億円あったところから、定期預金をはじめとする貯蓄資金の集積が累増した。ところが、資金の累積に対して資金需要が少しくなかつたため、銀行等の金融機関は過半資金投資難の苦境に陥った。産業界と金融界がこの様な状態であったために、金利は下落し、一方、公社債市債は騰貴したから、馬場財政の公債消化政策は極めて順調に進捗したのであった<sup>(7)</sup>。

しかし、一九三六年から一九三七年「日華事変」(9.18)の直前にかけてつまり、馬場蔵相が就任した時期の前後から考察するならば、公債消化の速度が次第に鈍化し始めたのだった。一九三六年に入ると日本経済の生産要素が大体完全雇用状態を達成したことがその理由であった<sup>(8)</sup>。同年に生産設備の新設拡充が勃然として起こったことによって、市場では労働力、特に熟練工の争奪が際立つようになり、農村、非製造業、ひいては非就業者から工場労働に参入するものも急増した。

いうまでもなく生産設備の新設拡充のためには長期資金が必要である。このために株式社債発行及び銀行貸し出しが急増した。この様にして、産業界に注入された長期資金は金融界には還元されず、むしろ消費者所得に分解されて行ったのである<sup>(9)</sup>。他方、賃金騰貴、工場労働者数の増加、利子所得の増加などが起こり、消費資金も急増した。特に消費資金の増加は現金通貨の消費的流通量を増加させ、従来公債消化に当てられていた資金は、事業資金や消費資金に回された。一九三六年の外国為替状況に関しては、インフレーションを見越した輸入の激増、またそれに伴う国際支払超過の激増状況が起った。こうして馬

馬場蔵相はその任期の末期に、一九三六年十一月、外国為替管理法の運用を強化する形で、いよいよ貿易管理の分野に一步踏み込んで行かざるを得なくなったのであった。ちなみに、戦後期からの回想として賀屋興宣（第一次近衛内閣蔵相）は、「広田内閣（馬場財政）は寺内寿一陸相と浜田国松（代議士）の「腹切り問答」によってつぶれたのではなく、為替の行き詰まりでつぶれた」と語った<sup>(10)</sup>。

一方、一九三七年度予算（三〇億四千万円という大国家予算）に対する各省の要求額は三四億円に上った（それは前年度に比べて三分の一近くの増加であった）が、それに対する馬場蔵相の査定ぶりは寛大を究めた。同年岡田啓介内閣が「二・二六事件」で倒れていたことがあって、馬場査定が、意識的であったにしろなかったにしろ、テロを恐怖し「準戦時」的雰囲気にもまれていたことは明らかであった。予算新規増加額一〇億七千万円のうち国防充実経費だけで六億九千万円を占めていたが、予算閣議は僅か一時間半で、談笑の内に決定された<sup>(11)</sup>。馬場財政は、準戦時体制用物資の購入については物資輸入の積極化政策は採らず、むしろ「国民消費の切り詰め」に重点を置くものとなった。それは資金的には「金非現送」、「公債消化」政策であった<sup>(12)</sup>。しかし、馬場蔵相の強力な消費統制（大增税）政策は、結果的に金融資本に大きな反感を持たせることになった。

広田内閣を引き継いだ、次期・林銑十郎内閣（一九三七年二月二日～六月四日）の結城豊太郎財政は、従って、馬場式の強力統制方法を若干緩和し、資本家の好意を呼び戻す責務を負ったのであった。そのために結城蔵相が採用した政策が「金（正貨）現送」政策の再開であった。結城蔵相の下で、「準戦時経済体制」（馬場財政）のスローガンは、それとなく差し障りのない「生産力拡充」にすり替えられ、「革新」の語もまた「抱合」に代った<sup>(13)</sup>。結城蔵相の手法は、むしろ生産力を拡充することによって物価の騰貴を押さえようとしたのであった。なお、増税に関しては、結城蔵相は前馬場財政時と比べてかなり緩和した内容の、「臨時租税増徴法」を実施するという、微温的応急策を選択した。

他方、金現送は買い入れ金の範囲内で一九三七年三月九日以降、七月までに早くも時価三億八千万円に上った。これは一九三四年四月以来、三七年五月までの買い入れ金三億二千六〇〇万円の大部分を失わせた<sup>(14)</sup>。そして、一九三七年中には、日本は二二万三八五六トンの金を米国サンフランシスコ港に向けて積み出したのであった。なるほど日本に金現送能力がある限りは、日本は金現送によって国際収支尻を決済することが出来、準戦時物資を賄うことが出来、為替相場を堅持して過去の蓄積たる金の力でインフレーションを抑える事が出来るのであった。

ところで日本政府がいよいよ金枯渴という深刻な事態に直面するのは、第一次近衛内閣の賀屋興宣蔵相（一九三七年六月四日～五月二十六日）の時であった。賀屋蔵相は常々対英「一シリング二ペンス」為替の堅持、を力説して来た人物であり、勸銀総裁出身者としての自らの経歴の立場から、一ヶ年の新産金額以上には金現送は行わない、との財政方針を言明したのであったが、実際には日本の金現送能力には限界時期が切迫しており、間も

なく賀屋蔵相は窮地に立たされることになった。

それは、賀屋蔵相と同時入閣した吉野信次・商工相（1937.6.4～38.5.26）の口を借りるならば（一九三八年五月七日の地方官会議）、当時日本の輸入抑制状態は次の様な内容であった<sup>(15)</sup>。

「本年（一九三八年）の貿易状況は輸出において四月末までの数字で前年同期に比し一七・一パーセントの減少を示し、輸入は三二・五パーセントの減少を示しているが、これは貿易及び為替の管理により輸入を抑制しているからであって、軍需関係品及び生産力拡充資材の輸入は今後相当多額を必要とする状態にあるので、輸出の減退は甚だ憂慮すべき事態と考える。」、また、「一九三八年第一半期の入超は前年同期の三分の一以下であった。これは輸入チェックに力を入れた結果であった。日本の対外的支払能力を考慮に入れて...」。

さて、ここで結城豊太郎蔵相の任期であった一九三七年度に再び立ち戻れば、日本経済にいよいよ生産設備と熟練工経験工の供給の双方に余裕がなくなって来た<sup>(16)</sup> ことに加えて、軍需生産力増大の要求が、先に見て来た様に馬場財政期以来急激に高まっていた状況があった。この様な状況下であれば、当然生産要素は国家が必要とする部門に、集中投資する他に方法がなかった。新しく生産される資本財に見合う資金は長期資金であるから、金融の面から言えば、長期資金の事業資金としての配分を、軍需品生産並びに、それらに必要な資本財生産用部門に集中的に投入する必要があった。

しかしながら、日本の生産構成は実は繊維工業を中心とする軽工業の比重が非常に高かった。一九三一年以来金属工業、機械工業の比重が年々高くなって来てはいたが、なお軽工業中心の域を脱してはいなかったのであった。この様な場合に、従来の生産設備を軍需産業に転換することによって軍需生産力を増加させるという余地は少なかったから、長期資金の大部分は、設備の新設と拡充に使われなければならなかった<sup>(17)</sup>。ここに、資金配給の統制、特に生産設備のための資金配給を軍需産業に集中投下するための「統制」が、徐々に必要とされるようになったのである。

従って次に、大蔵省主計官として十年のキャリアを持ち、前・結城財政下で大蔵次官を務めた経歴を持つ賀屋興宣蔵相（第一次近衛内閣）の任期中に、その金融「統制」の目標は、第一に「公債消化」、第二に「設備資金の配給」に置かれた。公債消化のために取られた対策としては、貯蓄奨励運動を全国的に展開したのがその第一段階であった<sup>(18)</sup>。ただし、日華事変当初期には、事変は局地的戦闘を以って集結させる、という日本政府の意向を踏まえて、物資節約運動及び貯蓄奨励運動は何ら計画的なものではなかった。寧ろ日本は物資が豊富であるということを外国にアピールするために、国民消費はかなり自由に開放されていたともいえる。ちなみに、一九三七年一〇月五日の閣議で賀屋蔵相は、「原料の国内に産するものまで消費節約する必要はない」、と論じていた。

ところが、一九三七年から三八年にかけて物価が著しく騰貴状態を持続したのみならず、

中国での戦線が拡大し、本格戦争へ移行する気配が濃厚になって来ると、一九三八年四月、閣議において大々的に貯蓄奨励計画が立案された<sup>(19)</sup>。まず大蔵省に貯蓄奨励局が設けられ、他方官民合同の国民貯蓄奨励委員会が設けられ、中央地方を通じて全国的に消費節約、貯蓄奨励の国民運動が展開された。

公債消化のための第二段階の対策は、全金融機関を公債買い入れに積極的に協力させることであった。この協力要請は半ば強制的であったといえるだろう<sup>(20)</sup>。積極協力とは、貯蓄の増加による長期資金の集積確保は勿論であったが、一方同時に、金融機関自体にも資金配分方針の変更を迫るものであった。そして、大蔵省預金部は実質的には公債の消化機関に変じた。ちなみに、日華事変前一年半の期間と日華事変後一年半の期間について、金融機関に集積された貯金資金額を比較してみれば、貯金率増加は三・三倍であったが、これに対して国債投資増加は四倍弱になった<sup>(21)</sup>。これはつまり、前期間においては貯金資金増加額の約六割六分が公債消化に当てられていたが、後期間においては、約九割が公債消化資金になったのであった。

賀屋財政期の第二の目標は、設備資金の配給を軍需産業の強化と、その拡充に必要な産業に集中することであった。このため一九三七年九月に「臨時資金調整法」が実施された。

さて、第一次近衛文麿内閣(1937.6.4~39.1.5)が一九三八年半ばに行った内閣の「一大改造」は、徐州陥落(38.5.19)という劇的戦局を契機として、ギリギリの金準備限度枠を使った日銀正貨現送を以って「金現送主義」を敢行しながら、「強力内閣」の顔ぶれを揃えて蒋介石の譲歩を引き出すというシナリオの、「賭け」であったと解することが出来よう。そして、賀屋蔵相を任期中途で引き継いだ池田成彬・第一次近衛内閣新蔵相(1938.5.26~1939.1.5)の手によって、輸出品原料資材(非軍需資材品)輸入許可が若干緩められつつ、三億円の金現送が行われたのであった<sup>(22)</sup>。しかしながら、もし徐州陥落によっても戦局の收拾が叶わないのであれば、日本財政は結城的手法 即ち、民間経済主動主義 を最終的に放棄する他なかった。

一九三八年五月、日本軍はいよいよ江蘇省(華中沿海地域)の要衝である徐州を攻略し、この勝利によって日本軍は南北両戦区間に、津浦線を利用した交通連絡を確保して、華北五省、華中三省、及び黄河流域を日本軍の制圧下に統合する見通しを持った<sup>(23)</sup>。この戦局上の一大変化の生起によって、(北京)臨時(37.7.29通州事件 冀東防共自治政府の首都 - 河北省・通州で、冀東政府保安隊の反乱によって在留日本人市民一八〇人が殺害された の発生により冀東政府が実体崩壊を起こした後37.12.14成立)、(上海)維新(38.3.28成立)両政権には自ずと合流気運が高まった。

しかし一方で、近衛「一・一六第一次声明(国民政府を相手にせず)」(一九三八年)は、八〇億円(軍事費が四八億円、一般会計三〇余億円：ちなみに、三七年度予算は二三億円)に上る「戦費予算」を伴っていた。このまま輸入抑制政策を続ければ、輸出品原料の多くの割合を当時輸入に仰いでいた日本にとっては、間もなく大幅な輸出減退が起こる

ことが十分に予測出来たのであった。

そもそも当時の日本の重工業の構造は、体質的に軽工業の上に築かれていた。従って、原料輸入の抑制によって軽工業品の輸出が減退するという事は、単に軽工業自身の問題に留まらずに、重工業の存立基礎さえも脅かす重大問題であった。また、輸出が減少し、減った輸出で賄える限度まで輸入を抑えなければならない場合、最も効果的な抑制手段は綿花羊毛の輸出原料の抑制であったが、それは即座に輸出の減退という事態に跳ね返るだろうと見込まれたのであった。つまり日本の貿易は、輸出が減るから輸入を減らすという、出口のない悪循環のプロセスに嵌まって行く峠道に差し掛かっていた、と言えるのであった<sup>(24)</sup>。

賀屋興宣（大蔵）、吉野信次（商工）、広田弘毅（外務）という行政テクノクラート・メンバーが第一次近衛政権期の「内閣改造」でこの機に退陣し、代わりに宇垣一成（外相：一時、拓相兼務）、荒木貞夫（文相）、池田成彬（蔵相、商工相兼務：近衛内閣参議）などの面々が、軍人色が一気に濃くなった（三七年一二月には末次信正海軍大将 近衛内閣参議 が馬場に代って内相に就任していた）「改造」内閣に入閣した。新閣僚人事において宰相・近衛文麿は、宇垣一成（近衛内閣参議）には軍政と外交の一元化を、荒木貞夫（近衛内閣参議）には経済統制の強化で生ずる国民間の摩擦解消を（精神動員昂揚政策によって抑圧する役割を荒木に求めた）、そして板垣征四郎（陸相）には「二・二六事件」後の青年将校連に対する抑止、を期待していた、と考えられる。そして、三井財閥の顔であり、前興銀総裁出身の池田成彬の新蔵相就任については、現下の益々強まる統制経済化（三八年三月、電力国家管理法案の成立等）傾斜に対して噴き出す日本財界の不平不満に、財界の大御所の立場を以って何とか池田に適切に対処して欲しい、と期待した抜擢であっただろう<sup>(25)</sup>。

池田の蔵相新起用についてはまた、自由経済体制（「広義国防」主義）をギリギリの線で守ろうとしていた近衛文麿の苦肉の人事であった、と見て取ることも出来よう。だが一方では、本格的な戦争経済突入への門口である「物資動員計画」（「狭義国防」主義）が同年六月二三日に発表されていた。しかし、物動計画の基礎になるのはやはり貿易問題  
為替問題であった。

この間に、中国情勢は、以下の2、3節で検討する様に、幣制改革によって金融的自立性を格段に強化する（第2節）一方、その自信と実力を背景に華北地域において、中国民族産業と特に日本の軽工業との競合・拮抗状態を著しく高めた（第3節）。それはひいては万里長城線域経済圏の帰趨をめぐって、「北支分治運動」に対峙する中国民抵抗勢力を勢いづかせた（第3節）のであった。

一九三八年五月、日中戦争の天王山・徐州攻防戦が日本の勝利に帰した後ですら、日中戦争は決して決着の気配を見せなかった。対外（第三国）貿易の縮小消滅という政局破壊の時限爆弾のタイム・リミットを前にして、「国家金融資本」は、「支那新中央政府樹立」



「在華国策会社経営」というシナリオに、日本金融界全体を引き込むことで時局打開の方途を探った（第4節）。

## 2. 幣制改革に至るまでの中国の通貨・金融事情

一九三四年五月、アメリカ合衆国政府は産銀諸州の圧力の前に屈して、銀の部分的復貨（金銀比価の設定）と金銀貨無制限鑄造権を認めた。銀は金と同じ地位に置かれた訳ではなかったが、発行準備の一九パーセント迄は銀で満たしてもよい、と認められたのだった<sup>(26)</sup>。アメリカの一定不動価格による「銀買い上げ政策」（六月一九日銀買い上げ法成立、八月九日銀国有令の公布）は、世界市場でのアメリカの銀買い付け開始によって、たちまち世界的な銀価の急騰を招いた。アメリカは一オンス五〇・〇セントの法定価格で、一億五二七〇万オンスの銀買い上げを準備した<sup>(27)</sup>。これによってアメリカ、英領インド、その他の銀ストック国は、手持ち銀を比較的良好な価格で処分する機会を持ったのだったが、しかし反面、銀を現在その通貨にしており、しかも自国に銀を産出しない中国にとっては、銀貨の昂騰は物価を低落させたのだった。中国は一九三四年までは銀価格の低落によってデフレーション（物価の低落）を免れていたが、今後はその危機に立たされることになった<sup>(28)</sup>。

中国国民政府（南京）は、中国銀流出の影響の大きさに鑑みて、一九三四年九月外国為替管理令、標金取り引き外貨決済禁止令を相次いで公布し、次いで一〇月一五日銀輸出税を二分二厘五毛から一割に引き上げた。また、一〇月五日、デフレーションの進行を阻止するため、中国における銀価と世界市場におけるそれとの開きに応じて、銀に対する「輸出税」（平衡税）を賦課すること、を決定した。同法令の実施によって、理論上は銀の輸出はほぼ不可能になるはずであった<sup>(29)</sup>。しかし、実際には銀の輸出を行っていたのは大部分が外国銀行だったのであり、銀の流出は一向に止まなかった。かつまた、銀の密輸出も多く、あるいは、中国政府が将来必ず更に輸出抑制をエスカレートさせることを見越して銀を引き続き輸出する業者も多かったのであった<sup>(30)</sup>。なお、銀流出は「幣制改革」に先んじて既に猛烈な勢いを示していた。それを知るために、ここに二つの参考指標を掲げて見たい。銀流出は一九一八年から一九三〇年までおよそ一二億元に達しており、その内二七年から三〇年には五億一六〇〇万元が流出したと見られた<sup>(31)</sup>。また、三四年四月に上海での銀行手持ち銀は六億二百万元あったが、同一二月現在では三億四五〇〇万元に減少していた<sup>(32)</sup>。

今や世界銀産業の六〇パーセント以上を独占し、かつまた世界の金の約四〇パーセントを所有していたアメリカは、この措置を単に米国シルバー・メン（銀取り扱い業者）のために行っていたのではなかった<sup>(33)</sup>。アメリカには、同銀政策によって、一九二九年一月宋子文財政部部長宛て提出「ケメラ幣制改革立案」（一九三〇年発表）以来続いていたイギリスとの中国金融をめぐるイニシアチブ相克を脱し、中国幣制を制圧し、中国

市場を占領しようとする大きな意図が働いていた。

さて、溯れば一九三一年九月二日イギリスの金本位制離脱後の情勢では、中国の物価の下落は、しかしながら、銀貨の下落幅を上回っていた。中国にとって見れば、対英為替で計算した銀価は相対的に昂騰したことになるのであって、金本位離脱国に対する銀貨での購買力が増加し、輸入の増進を導き、その結果入超が拡大し、国際収支において中国は不利な立場に立つことになった<sup>(34)</sup>。この様な苦境中に中国国内では都市銀行が過剰遊休資本と財政恐慌を結び付けることによって奇形的な成長、繁栄を示す一方、地方的錢莊、小銀行などが数多く破産した。

一九三五年一月三日、中国国民政府財政部布告による「幣制改革」の実施は、中央、中国、交通の三銀行（後に中国農民銀行にも一億元の法幣発行が許可された）発行の紙幣を以って法幣（管理通貨 法貨，Legal tender）と定め、租税の納付及び一切の公私の金銭授受はすべて法幣を以ってすること、とした。また、法幣の対外相場を現在の価格で安定させるために、中央、中国、交通の三銀行に、無制限に外国為替を売買する権限を授けた<sup>(35)</sup>。

当初、法幣の対外価値は必ずしも一定安定点を絶対に維持しようとしたものではなく、また、いかなる特定国の通貨にもリンクするものでもなかった<sup>(36)</sup>。それは、便宜上他国の通貨に対して売買値段の上限と下限とを定めていたのに過ぎなかったが、しかしながら、法幣の対外価値は当初、事実上対英「一シリングニペンス半」の相場を維持していたのだった。

アメリカは中国が幣制改革を実施した直後、一月九日突如ロンドンにおける銀買い上げを中止した。その翌年一九三六年五月一八日、渡米した陳光甫国民政府特使が、モーゲンソー米国財務長官との間に成立した「米中銀協定」を発表したことは、銀市場がロンドンから既にニューヨークに移されていたことを前提にしていた。アメリカは「中国銀協定」によって、一オンス六五セントを以って国民政府から直接銀を購入し、民国はそれによって得た米ドルをナショナル・シティ銀行に預金することになった<sup>(37)</sup>。かくして、今や中国法幣は事実上スターリング（ポンド貨）とともにドルにもリンクしたのであった。この様な金融事情は中国を英米の経済に接近させるとともに、国民政府の対日金融上の相対的独立を強固にした。

一方、イギリス大蔵省最高顧問リース・ロスは、一九三五年九月二日、上海で意見表明を行い、日本（岡田内閣）が経済支援（中国幣制改革）に積極姿勢を見せないことを非難した<sup>(38)</sup>。リース・ロスの構想に基づいた中国国民政府の「幣制改革」とは、銀の貨幣制を剥奪して、紙幣を持って全面的にそれに代位させる措置であり、かつその紙幣発行権は政府の機関たる三銀行に限定された。この様にして法幣たる紙幣は、最早金属貨幣の代替物ではなくなり、貨幣主権に基づいて発行された強制通用力を持ったのであった。かくして、銀はこの「幣制改革」によって流通貨幣としての地位を失うことになったのである。

が、しかしなお紙幣の発行準備として準備貨幣としての地位は保っていた。一九三六年五月財政部長宣言によれば、準備総額の二割五分を銀が占めることになっていたから、準備としての銀の増減はその四倍の紙幣の増減を可能にする関係にあった<sup>(39)</sup>。国民政府が銀に固執した理由は、中国の一般民衆が未だ金属貨幣観を脱却し切らなかったことから、法幣に信用を繋ぎ止める必要があったこと、紙幣発行額の調節の基礎とする必要があったこと、国際収支の決済または為替統制の手段として保有する必要があったこと、などであった。

ところで、中国国民政府の機関銀行としては、初めには、国民政府が一九二八年一月一日、上海に開業した中央銀行が唯一行あっただけだった。同行の資本金は当初二千萬元であり、政府の全額払込みであった。中央銀行の設立に伴って、北京政府時代から中央銀行業務を担当していた中国銀行と交通銀行は、それぞれ政府特許の国際為替銀行、発展実業銀行になり、いずれも総行が北京から上海に移った。ただ、両行と国民政府の関係は、資本的、人的、業務、などの面において、一般の私人銀行と比較してもさして密接とは言えなかった。

中央銀行の設立以後、発券制度に対する統制傾向が具体的に促進された。その目的の下に、中央銀行券の全国的通用と、省銀行及び地方銀行における「領用制度」(領用制度とは、一九一五年「紙幣取り締まり条例」によって単一制発行制度を励行するため、従来の発券銀行の新発行を禁止することと関連して制定された制度であり、発行権を持たない銀行が発券銀行に対して担保を提供し、全額の銀行券を無利息で受領し、契約期間内は発行者と同一の立場でこれを使用出来る制度)の発展があった。従来中国の各発券銀行は分区発行の制度を採用していた。紙幣の表面には上海、天津、漢口などのそれぞれの流通区域が表記されており、その発行準備をそれら表記地に分置した上、兌換もその地においてのみ行っていたのであったが、中央銀行券はこの様な地名券制度を廃止して、流通区域を表記せずに、中央銀行券として全国に流通させたのだった。

なお、国民政府は中央銀行を設立した後、銀行兌換券発行税法を公布して中央銀行以外の各発券銀行の発行を抑制しようとしたのであったが、恰も当時は巨額の銀流出、退蔵等の現象によって各発券銀行の発行高がますます増加した事態と重なり、国民政府は同趨勢の抑制のために、法令によって、省銀行、地方銀行には一元、ないし一元以上の高額兌換券の発行を禁止し、「領用制度」によって中央銀行券を使用させたのであった。

さて、中国国民政府は、一九三四年アメリカによる銀買い上げ政策の強行、それに随伴して起こるであろう金融恐慌にに対する対応、を大々的な政治スローガンに掲げて、中国貨幣、金融、外国為替の全分野にわたって統制支配力の抜本的拡大化を図った。そして、その具体的目標は、政府公債を強制引き受けさせる国家金融機関(政府銀行)の新たな形成であった。以下の様なプロセスが実施されて行った。

(1)一九三四年一二月の中央銀行に対する資本金の増資、(2)一九三五年四月の中

国，交通兩銀行に対する人的，物的支配力の増加と確立，(3)一九三五年五，六月（及び一九三七年三月）の中国実業，中国通商及び四明の三發券銀行に対する支配権の確立，などが挙げられる<sup>(40)</sup>。

一九三五年一月三日以後，「中央銀行」，「中国銀行」，「交通銀行」，及び「中国農民銀行」(一九三五年六月四日，中国農民銀行は政府特許の農業銀行になった)の四行は，政府機関銀行として新規に超然たる地位に立ったのであった。政府銀行の民間銀行に対する貨幣的金融の支配力は強大なものになった。この四行の業務は，中央銀行，商業銀行，為替銀行，興業銀行，貯蓄銀行，信託会社，倉庫会社，保険会社等の一切の金融部門にわたっていた<sup>(41)</sup>。一方民間銀行の機能は，国民政府の施行する一連の貨幣，金融，財政政策，すなわち 外国為替相場の三行統制， 金銀輸出入の中央銀行による独占， 銀国有， 銀行券発行権の集中， 内国為替相場の安定， 公債市場の等の統制，に基づいて，従来の活動領域を全く狭められてしまった<sup>(42)</sup>。政府銀行の分支行数は一九三六年前半期末に三九〇処であり，これは当時の全国銀行分支行数一三三二処の二九パーセントを占め，一九三七年前半期末には四九一処，全国分支行数一六二七処の三〇パーセントを占めていた<sup>(43)</sup>。

一方，南京国民政府を中心として組織化，統合化に向かいつつあった中国銀行業は外国銀行に対して権限奪取の姿勢も強めて行ったのであった。中央銀行の主管領域は，まず「関税，塩税徴収権の回収」と，「為替統制」に発展した。重要国税である関税，塩税は，以前においては，内外債元利支払いの担保としてその保管並びに支払い事務を確保するために従来は外国銀行に預け入れられていたのであったが，中央銀行が設立されてからは，漸次中央銀行に回収保管されるようになり，かつ同行が元利支払い事務に当たることになった。これについて一連の権限回収のプロセスとしては，一九二八年一月三日の財政部訓令に基づく内債基金の回収，一九二九年二月の関税自主権の実行，海関税の金建て徴収，などがあった<sup>(44)</sup>。

更に，中央銀行の権限発展は「為替統制」方面へ延びて行った。それには次の様なプロセスがあった。海関金単位の設定， 金輸出の禁止と中央銀行による金の独占的輸送の特許， 廢兩改元， 標金決済価格制度の修正， 中央銀行の公定外国為替相場発表時刻の繰り上げ， 銀輸出平衡税制度の設定と外国為替平衡委員会の設立， 従来上海為替市場において支配的外国為替相場であった祉豊銀行公定相場を中央銀行公定相場によって代替したこと<sup>(45)</sup>，などである。

### 3. 「華北自治」の進展と，日本産業資本の進出急進化

「支那駐屯軍」が，華北（北支）五省経済圏を連合自治体の形で南京国民政府から離脱させる方向で指導する，と表明したのは，一九三五年九月二四日，同軍司令官・多田駿の声明であった。合わせて九月二七，八日，岡田啓介首相を含む陸，海，外，大蔵四省聯合

会議は、華北との積極的経済提携と、華北の防共特殊地域化促進、を決議した。「多田声明」はその後、日本の「華北問題」に対する「強硬外交」の基点となったが、同声明は、同年十一月三日に施行されることになる中国幣制改革が華北経済に及ぼす影響を早くも警戒して、事前に発せられたと言えるものだった。事実、その幣制改革実施直後の十一月八日、磯谷廉介武官（少将）は華北現銀輸送には阻止のため武力発動も辞さず、と声明し、九日、河北、山東、チャハル三省は、現銀移動禁止を命じた。日本は先に六月に調印した二つの日中協定、すなわち、梅津・何応欽協定（六月一〇日：河北省に関するもの）と、土肥原・秦徳純協定（二六日：チャハル省に関するもの）以来、「特殊地域」と見なしていた冀（山東省）、察（チャハル省）経済が、「金融」という、新たに南京中央政府が手に入れた武器によって、自立を阻害する脅威を受けつつある、と見做したのであった。

同三五年十一月一五日、磯谷少将は上海で国民政府財政部長・孔祥烈と会見し、孔の妥協的申し出を一蹴した。そして一八日には更に唐有壬・外交次長と会見した<sup>(46)</sup>。唐は中国国民党五全大会（三五年十一月開催）に臨む蒋介石の立場を、華北に自治を認める一方、「中国幣制改革」に対して日本の援助を求めるものである、と磯谷に苦しい弁明をした。蒋介石が日中間で置かれていた板挟みの立場は、蔣の同五全大会での、「和平完全に絶望の時機に至らざればいやしくも和平を捨てず、犠牲最後の一竿頭に至らざれば軽々しく犠牲を言わず」、との悲壮な宣言に現れていた。

三五年十一月一三日、純中立的な姿勢を保っていた商震（河北省主席）軍が北平を撤退した。二〇日、国民党五全大会には欠席し、その政治的態度を未だ明らかにしていなかった韓復榘・山東省主席が、いよいよ（華北五省連合）新政権への不参加を表明した。つまり、日本側が華北新政権の首班候補に想定していた、閻錫山、馮玉祥らが「華北問題」に不介入方針を取ることが徐々に明らかになって来た。韓復榘は宋哲元と、共に国民党五全大会欠席した立場で、各々国民党中央へ向けて、憲政を開始し憲法を發布し、国民大会を開いて政治を国民に返還せよ、との趣旨の通電を發し、蒋介石を牽制していたのであった。

三五年十一月二四日通州（河北省）において、同地を新首都とした冀東防共自治委員会（一二月二六日冀東防共自治政府に改称）を殷汝耕が組織したのを見ると、同月三〇日宋哲元は遂に、中央に対して「自治独立宣言」を通電した。一二月一日天津市長・程克また自治通電を發した。ここに何応欽は日本の意思に反して北上し、三日、北平で宋哲元、蕭振瀛、秦徳純、鮑奉樾を集めて将領会議を開いた。翌日には何・宋会談が行われた。そして六日、何応欽は宋哲元側の自治要求に屈した形で引き下がり、一一日、行政管轄地域を冀（山東省）、察（チャハル省）二省、及び平（北平）・津（天津）二市とする「冀察政務委員会」（首班・宋哲元）なる新政権の設立を、南京国民政府行政院会議は可決したのであった。

溯って一九三三年、山海関事件、熱河戦、長城戦（第一北支事件）があり、同年五月三一日塘沽停戦協定の発効によって、冀（山東省）東・一八県に非武装地帯が出現していた。

従来の華北地域は、満州事変以後も張学良の東北延命政権が支配しているところであったが、長城戦と共に東北勢力は没落し、黄郛（南京国民政府外交部長：政学会系）を首班とする行政院駐平政務整理委員会（33.5.31）が成立した。同政務整理委員会は満中間の緩衝機関として努力し、その果たした役割の成果もあって、一九三四年には満中間の設関（関税管理）、北寧鉄道の通車（交通）、三五年には満中間の通郵（郵便）が日本、国民政府間に成立した。

しかし黄郛政権にはそもそも武力が備わっておらず、実質的な軍事権は旧東北系の河北省主席・于学忠が掌握していたのであった<sup>(47)</sup>。その後一九三五年、北支事変（5・2：後述）、チャハル事件（1・24：後述）が前後して発生した結果、「梅津・何応欽協定」（6・10）、及び「土肥原・秦徳純協定」（6・27）が調印され、非武装地帯の拡大によって冀（山東省）・察（チャハル省）二省の「特殊化」は一段と進行することになった。そして、この様な状況の中に、冀東防共自治政府政権（35・12・26）が誕生したのであった。

ところが、冀東地区の出現と共に現れたのは密輸貿易であった。国民政府の関税自主権確立以来税率が急速に引き上げられたことによって、一九三五年六月一〇日梅津・何応欽協定締結以後、大連を中心に冀東沿岸地域への密輸が特に盛大化していた。一九三六年二月一二日冀東政府は、沿岸貿易合法化のため輸入地を指定した査験料（海関税率の四分の一）を徴収した<sup>(48)</sup>。これによって、密輸は「特殊貿易」のカテゴリーに入った。砂糖、人絹、綿製品のような高率課税品は、冀東経由で華北地域に充満することになった。同三六年九月、冀察政権は遂に「特殊貿易品」に消費税を付して流通を公認する政策に踏み切った。なぜならば、同年夏半ばから特殊貿易品には既に滞貨のため荷捌きが困難になる事情が発生していたからであった。かくして、英国資本による「中国幣制改革に対する支援」に対抗する意図を持って開始された日本の冀東貿易は、中国の関税制度における英国の優位を打破し、華北経済を国民政府中央による支配から分離しようとしたのであった。

さて、一九三五年一二月に設立された興中公司是、資本金一千万円の満鉄子会社であり、日本の対華北経済工作を担当すべき国家的使命を有する事業会社であった。軍中央は本会社の事業に大きな期待をかけたのであったが、しかし同社は翌三六年八月、中日合弁天津電業公司を設立した以外に結局目覚しい事業を展開出来なかった。一一月支那駐屯軍司令官・田代皖一郎中将・宋哲元会談が行われた結果、華北経済開発六対象（鉄道、運河、築港、石炭、鉄、綿花）が決定された。従来の五省連盟構想はここに、山東、チャハル、北平市、天津市にスケールを縮小されたのであった<sup>(49)</sup>。しかも、同年末の興中公司の増資には深刻な資金難が伴ない、宋哲元自身、現下最大の問題は資金問題である、と公言するに至った。要するに、国家的、政策的資本としての興中公司是、大蔵省、財界、新京（満州国政府側）が気乗り薄の姿勢だったため、その十分な機能を果たせなかったのである。

北部中国に対する日本の経済進出中最も目覚しかったのは、一九三六年夏以来の、貿易

資本を先頭とする各種雑多な企業であった<sup>(50)</sup>。しかもそれらは概ね政府の意図とは独立別個に、資本独自の立場から、統制の強まる内地、続いて朝鮮、満州国を回避し、華北地方に「在華企業としてのマーケット」を求めて進出したのであった。

それら進出企業の代表格であった日本紡績業は、続々と華北、中でも特に天津市に進出した<sup>(51)</sup>。彼らはあるいは日本内地の遊休設備を移し、あるいは恐慌と満州市場の喪失によって経営が困難になった中国人経営の工場を買収した。その他華北特殊地域化の波に乗って日本の群小企業の華北移住には著しいものがあった。一方、一九三六年は国民政府の実施した中国幣制改革の翌年であり、同年には豊作と好景気が幸いし、国民政府による経済建設と統一（支配地拡大）工作は順調に進展した。このような状況であれば、華北地域に急速に発展した日本紡績業が、中国の民族紡績業との間に、やがて深刻な経済摩擦を生じたのは当然であった。例えば、綿作農民の争奪をめぐる衝突、日本の進出に対する対抗上国民政府による華北民族同業組合の結成計画等、がその内最も深刻なものであった。しかもそれらはその後、特殊地帯としての華北地域で計画されたり、また実際に発生した場合、そしてそこに折りからの抗日風潮に焚き付けられる土壌があった場合、早晩徹底的な対立を見ずには止まなくなろう。

そもそも日本紡績業は伝統的に大阪を中心とする産業経済勢力であり、一九二〇年以來日本の大陸「経済」進出の代表的存在であったが、同時に、従来彼らは漸進的経済進出論者であった。しかし、今や彼らが中国華北という「特殊地域」に経営根拠を置き、中国民族資本、及びそれに基盤を置く南京国民政権と市場争覇で対立する立場に身を置いた時、かつての漸進的体質を一変せざるを得なかった<sup>(52)</sup>。その様にして、日本における代表的漸進経済は大きく、急進的に変貌したのであった。

一方、南京国民政府側でも工業振興政策中最も重きを置いていたのは依然綿紡績業であった。紡績業は、まず第一次上海事変（一九三二年）の勃発で二週間ないし六週間の停業を余儀なくされ、損害額は二百萬元と称された<sup>(53)</sup>。次いで中国綿工業が遭遇した困難は、原綿価格と綿糸価格の不利な関係であった。一九三二～三五年の間、綿糸平均価格は二〇パーセント低落したのにもかかわらず、原綿価格は僅か八パーセントしか下落しなかった<sup>(54)</sup>。綿糸市場のこの暴落の原因は不況の深化による市場需要の全面的減退によると共に、上海紡績工場のストック過剰が齎したものであった。上海紡績工場のストック量は一九三二年末十萬梱から翌三三年末一六萬梱に増大していた。一九三三年四月以後操短と夜間業務の廃止が行われ、他面根本対策として企業管理の合理化、原綿の品質改良、優良綿花栽培区域の拡大等の措置が講じられたが、これらの指導に当たったのは一九三三年一〇月に組織された全国経済委員会綿業統制委員会であり、華商沙廠聯合会がそれを支援したのであった。

しかし、一九三三年以來全中国錘数の五分之一ないし四分之一は停止状態となり、一九三五年下半期には操業停止は五週間以上にわたり、ほぼ全錘の完全停止状態と言えるに等

しくなった<sup>(55)</sup>。

一九三四年秋以後、中国人経営工場の諸困難は次第に金融的性質を帯びるに及んだ。銀流出に伴う国内デフレーション<sup>(56)</sup>が金融逼迫を齎したことがその主な原因であった。一九三五年一月の幣制改革はこの様に逼迫化した金融状態を一応緩慢化させ、原綿及び綿糸の価格を急騰させたのだった。国民政府（綿業統制委員会）による綿作の奨励、生産技術改良促進政策は一貫して遂行された。しかし、華北冀東地域の農村綿布生産業は販路満州市場の喪失によって極度の打撃を受けていた<sup>(57)</sup>。

一九三六年～三七年中国は未曾有の綿花豊作に恵まれ、前年度（一九三五年～三六年）凶作の後を受けて綿花景気は急騰した。加えて世界好景気の影響もあり、中国紡績業は俄然活況を呈して、華商紡すら全錘運転に復帰した。更に一九三七年上期になると、彰徳、太原、蘭州、西安、重慶（以上中国五大沙廠）並びに嘉陵に約五万錘（英国製）の紡績工場が、中国建設銀公司、中国銀行によって建設計画された<sup>(58)</sup>。同時に温州の温溪製紙工場については、義和団賠償金還付金、その他イギリスの借款による計画成立が伝えられた。この様な情勢の中にあつた国民政府は、殊更中等品生産工業振興に努力する方向を打ち出していたが、その方針は日・中軽工業を深刻な競合拮抗状態に導いたのであつた。

ところで一方、やや時を溯れば、一九三五年夏モスクワで開催されたコミンテルン第七回大会は、新たに人民戦線戦術を採用することを決議したが<sup>(59)</sup>、中国共産党の代表王明（陳紹禹）もまたこの路線に沿って新革命路線を提出し、結局同年八月一日、中国共産党は歴史的な「八・一宣言」を発表して、中共は中国民族戦線の一翼として各党、各派、各軍、各界と提携協力して抗日をする立場を鮮明にした。時恰も北支事件（一九三五年五月二日、天津親日新聞社長暗殺事件）、チャハル事件（一九三五年一月二十四日、熱河・チャハル省境での衝突事件）の直後であり、反日感情が中国に弥漫している状況の中で、共産党のこのアピールはかなり中国民心に浸透したのであつた<sup>(60)</sup>。そして、この勢いは、続く「華北自治独立」政治気運の台頭に伴って、その反対勢力として全民的様相を取る中国民族運動の基盤化した。

一九三五年一二月、北平学生による華北自治反対運動こそその最初の狼煙であり、その後蜂起はたちまち上海、天津、南京、広東、武漢、杭州等の全国各都市に拡大伝播し、三六年五月、六月には全国各界救国連合会の成立を見た。同年秋の綏遠事件（一九三六年十一月十日、内蒙古・徳王の決起）の発生に至って、抗日気運は一挙にかつてない水準に迄達した。一方、中国共産党のこの呼びかけは、自らの故郷を失いつつ華中一帯をさ迷い、かつ蒋介石の指揮下で果て無い「剿（赤）匪工作」に従事していた東北軍将士諸層の心情にも訴えかけるところが大きかつた。一九三五年冬には、早くも東北軍と紅軍の間に一応の連絡が保たれる様になっていた。一九三六年初頭、紅軍は甘肅省から東進して陝西省・山西省境に現れ、一二月に生起する西安事件（四川省）の下地が作られた。一部は山西省に進攻した。



#### 4. 日本金融の構造改革（産業広義国防主義化）と、「支那新中央政府樹立指導方策」（1938・7・15 第一次近衛政権）

一九三六年二億八千万円，軍事費一〇億六五〇〇万円であった日本政府国家予算は，三七年には一挙に五五億一千万円，軍事費三九億四二〇〇万円迄に増加し，実に予算総額にして二倍半，軍事費においては三倍半強の巨額に達した．この様に膨大な予算が破綻なく実行されるためには，生産力の拡充と，過剰購買力の出現に対する有力な抑制策とが達成されなければならなかった．当時，「計画資本」増加傾向（軍事産業関連産業構造強化による広義国防化）は，次の様であった<sup>(61)</sup>．（日銀調べ，新設増資社債合計）

1935年	14億2691万円	1938年	39億7641万円
1936年	20億41万円	1939年	53億841万円
1937年	36億2723万円		

以上に見る様に，計画資本増資は右肩上がり上昇カーブを描いていた．しかしながら，毎年四〇億から五〇億円に上る計画資本の新資金需要「増加」は，三八年前半期の賀屋財政下の金融界にとっては，貨幣資本の蓄積要請であったと共に，産業構造転換時に未動資本の相対的比重を増大させ，かつ恒常化させることになったのであった．

賀屋興宣蔵相期（第一次近衛内閣）の金融統制目標は，本稿で先にも述べた様に「公債消化」と「設備資金の配給」であったが，それは貨幣資本の消費統制と，貨幣資本の運用統制であったとも言い換えることが出来よう．一九三七年の「準戦時経済体制」から「戦時経済体制」の過渡期にあった賀屋財政が一九三七年九月二七日に制定した「臨時資金調整法」は，公には金融統制におけるこの二つの面を併せ持つ立法として発案されたのであった．

しかしながら，我々が注目すべきことは，この「臨時資金調整法」は画期的なアピールにもかかわらず，その法律的性格が消極的だったことである．つまり同法の内容は，戦争経済体制の建設（計画資本の積極推進）に対して積極的能動性は持っていなかった．同法によれば「事業資金の調整条項」はいわゆる「不急不要産業」への資金流入を制限するに留まり，「時局緊急の産業」に対する積極的融資ないし助成は行わない．また，興業債権の拡張，時局産業会社に対する商法上の特例，貯蓄債権の発行にしても，それぞれ当事者の意志と責任においてなされること，とし，資本主義自由経済の原則である利潤追求主義を批判する立場は取らなかったのである．なるほど賀屋蔵相は登場当初において，その「財政三原則」の内には「利潤追求主義の否定」項目は欠落させていた<sup>(62)</sup>．

結果的に，賀屋財政の政治性（軍部主導の産業広義国防主義化，従って日華事変の長期化に対する金融勢力側の抵抗に与する立場）は，貨幣資本の吸収と産業構造転換（全面的軍事産業化）に遅れを齎し，それは臨時資金調整法の制限外における貨幣の狂奔に結びつ

いたのだった。市場における急激な貨幣膨張の様子は、以下の「日銀券発行高推移表」(各月末)で確認出来るものである<sup>(63)</sup>。

1937年 6月	16億4083万円	1939年 6月	25億2262万円
12月	23億507万円	12月	36億7903万円
1938年 6月	20億7413万円		
12月	27億5492万円		

この様な通貨の急速な貨幣膨張の原因としては、日華事変勃発当初においては、生産並びに商取引の活発化による通貨需要の増大が指摘されることも有り得たが、しかし商取引の活況、輸出資金の需要増大、あるいは闇取引の横行<sup>(64)</sup>は、実は「臨時資金調整法」の法律的性格を横目で睨み熟知しながら、思惑による増大化ゲームを突っ走っていたのであった。一九三七年八月の暴利取り締まり令の改正に始まり、三八年四月第一回総会を開催した中央物価委員会の活動を基軸とする物価統制機構は、その後三九年四月の物価統制大綱(平沼騏一郎内閣・石渡荘太郎財政)、同年八月の実施要綱、九・一八價格統制令(阿部信行内閣・青木一男財政)、同年一二月の暴利取り締まり令再改正等、形式的な整備拡充にもかかわらず<sup>(65)</sup>、目覚しい成果は現実の物価動向に一向に現れなかったのであった。

賀屋蔵相は戦後の回想で、為替を安全に維持できる(33年3月8日、斎藤内閣高橋是清財政期に為替基準相場対英1シリング2ペンス固定)国家予算の安全圏として「二四、二五億円の範囲(を想定していた)」と語っている<sup>(66)</sup>から、国内のインフレ圧力の現状は、内外「需給調整」(財政三原則の一)をまさに打ち壊しつつあった。

一九三七年九月、日華事変勃発の直後、第七十一帝国特別議会では国家総動員法を審議することが出来ずに、翌三八年の議会を経て同年四月に初めて、同・国家総動員法が公布されたという事情は、「臨時資金調整法」、「輸出入品等臨時措置法」等々一連の臨時的立法がその前に立ちはだかったという理由があった<sup>(67)</sup>。封鎖預金、公債強制保有、資金融通の強制措置等々も、民間金融機関の反対によって実現を見なかった<sup>(68)</sup>。しかし、国内物価インフレ圧力が日々に強まる前で、民間金融資本、資本主義自由経済政策に対して、軍部側からの徹底的「資本統制」要求の声は、日増しに高揚したのであった。

この様な八方塞の金融閉塞状況を打破する財政救済方策を、現行政権(第一次近衛政権)側は果たして提供出来るのだろうか?統制の間隙を縫って奔流しつつある利潤追求熱に、最も信頼性の高い投資部門を提示すべきである、との考えが持ち上がって来たのであった。そうすれば、吸収された貨幣資本は最も効果的な運用を期すことが出来るだろう、と言うのである。広義国防主義の経済本部としての役割を担う、「国家金融資本」の形成が本格的に進められることになった。

一九三八年七月一五日、第一次近衛政権(板垣征四郎陸相、米内光政海相、宇垣一成外

相、池田成彬蔵商相)下での「支那新中央政府樹立指導法案」の成立こそが、その国家投資の「受け皿作り」を関内中国(華北)で始めた分岐点であった。同法案は、「(北京)臨時政府、及(上海)維新両政府協力して連合委員会を樹立し、次で蒙疆連合委員会を之に連合せしむ」としていた<sup>(69)</sup>。連合委員会は差し当たり北京に所在を定める、とした。また、新(中国)中央政権承認の時期については、改組(分裂)諸政権(上記三政権)が(日中全面)停戦の担当者になれる場合、もしくは(新中央)統一政権が(中国)中央政府たる実力を備えるに至った場合、としていた。

これは、同年五月の徐州戦快勝を契機に、日本の対中国華北政策を決定的に、一八〇度転換したものであった。前年一九三七年四月一六日、林銑十郎内閣下(外蔵陸海:佐藤尚武、結城豊太郎、杉山元、米内光政)の四相会議決定「対支実行策」(「北支指導方策」)は、「北支ノ分治ヲ図リ若クハ支那ノ内政ヲ紊ス虞アルカ如キ政治工作ハ之ヲ行ハス」<sup>(70)</sup>、とあり、一年三ヶ月後の三八年「七月一五日方針」とは全く逆の立場を確認していたのであった。

さて、「国家金融資本」の形成は、平沼騏一郎内閣(1939.1.5~39.8.30)の石渡莊太郎財政期(石渡は二年後に、賀屋興宣とともに前後して東條軍事内閣の蔵相を務めた)迄、次の様な過程を辿った。

一九三三年、日本政府は日本銀行金買入れ法を制定し、正貨準備の蓄積による金融力の増強を図った。三七年八月二五日金準備評価法の実施(第一次近衛内閣・賀屋財政)によって日銀及び朝鮮、台湾両銀行の正貨準備評価替えを断行し、その評価益及び金買入れ法による日銀納付金と、再評価当時八億円を越えた部分の正貨準備を以って金資金特別会計を設置した<sup>(71)</sup>。「金資金特別会計」は、これによって円資金金資金の合計七億四千七百万円を得たが、政府はこの資金を国債及び産金奨励用として運用した他、同会計引き受け興業債権の発行を行った。

三七年七月一五日、日銀は国債を担保とする貸し出しの利下げを発表すると共に、見返り品制度を拡張して、時局緊急産業会社の社債を担保にする手形を優遇割引する制度を実施し、次いでこれを社債前貸手形に及ぼし、興銀及び国債シンジケート団加盟銀行の時局金融を促進させた<sup>(72)</sup>。

興銀は三七年九月、「臨時資金調整法」によって払い込み資本金の十倍を越えて更に五億円の政付保証興業債権の発行を認められた。三九年二月六日の株主総会において一挙四倍の増資案を可決、さらに四月二二日、「臨時資金調整法」の改正(石渡財政)により、政府保証興業債権の発行限度を十億円に増額した。一方、三七年末日銀との間に締結した国債据置担保限度額二千万円は、三九年八月五千万円に拡張され、興銀は資金網の強化を図った<sup>(73)</sup>。

「臨時資金調整法」は日華事変貯蓄債権の発行による少額資金の吸収を計画したが、三九年四月改正(前述)により同債権発行限度は二億円から五億円に拡張された。更に四〇

年三月三日、米内政権（桜内幸雄財政）は、五億円を発行限度とする報国債権の発行を決定し、前者と合わせていずれも大蔵省預金部資金として国債消化に運用された<sup>(74)</sup>。

また、大蔵省預金部は以上の様な債権資金の他、巨大な資金吸収網を動員して膨大な資金を蓄積し、国債消化、興銀への資金供給、特殊会社資金の供給等の活動に顕著な活躍を示した<sup>(75)</sup>。

以上、これらの過程を踏まえる中で、日銀、大蔵省預金部、興銀をつらねた国家金融資本の活動は、日本政府の国策投資会社に巨額資本を集中しつつ、中国との統制経済化リンクを使用しながら、かつ国内「時局産業」を推進する方向にシフトして行ったのであった<sup>(76)</sup>。

ちなみに一九三九年末（阿部信行内閣・青木一男財政）には、大蔵省預金部運転資金は七七億円、興銀の貸し出し総額は一五億円という目覚ましい活動ぶりを示していた<sup>(77)</sup>。また、四〇年二月一四日当時（米内光政内閣・桜内幸雄財政）では、日本政府出資会社総資本金は二六億五七〇〇万円に上っていた<sup>(78)</sup>。この金額は、直接国家権力（この場合国家金融資本）の支配下にある資本が当時日本経済の中で占めていた比重の大きさと、当時の「経済統制」化政策の効力とを推察させるものであった。

しかしながら一方、当時の三菱経済研究所の調査によれば、日華事変勃発以来三九年上期に至るまで、日本の主要会社三五〇社の収益及び配当率を見ると、微率ながら収益、配当率ともいずれも増加の傾向にあり、かつ、収益率二パーセント以上、配当率一〇パーセント以上の会社数は、収益率五パーセント未満、配当率五パーセント未満の会社数よりはるかに多かったのであった<sup>(79)</sup>。また、興銀が調査した同時期の一四〇〇社調査でも、三分の一に当たる四六八社は一割以上の高配当を出しており、五分未満の低配当は十分の一の一五六社に過ぎなかった<sup>(80)</sup>（興銀調査九二五社では、三九年末も各社総純益金、平均利益率共に増加<sup>(81)</sup>）。これは一体何を意味するのだろうか？

また、興銀調査（三八年下期～三九年末）九二五社の業績によれば、政府の配当制限令の影響により、三九年末には社内留保額、留保率に若干の影響を齎しはしたが、利益率は却って増加し、配当制限自体も積極的に高率配当を低下させる効果は見られなかったのであった<sup>(82)</sup>。

いうまでもなく、陸軍軍需品工場（計画資本）なるものは、飽くまでも日本産業の「一部分」を構成する部分要素に過ぎなかった。陸軍が進めた「広義国防化」とは、当然、軍需品原材料生産配給部門における労働規制からまず着手したのだったが、それは、もし仮に他分野産業の原材料に利潤統制、労働力統制が伴わなければ、勿論（画餅に帰す）危険な構想でしかなかった。しかしながら、以上に見たいくつかの経済統計によって知られることは、日本金融資本は、新興で担保力のない軍需品工場事業場への全身傾注の出資を必ずしも歓迎しておらず、日本産業界には、従って、三九年末までは、「統制経済」の強化に反撥するエネルギーを強く、しぶとく内包していたのであった。

だが、この様に産業界全体の「統制化」趨勢が不徹底な現状のままであれば、軍の方針下に「軍事産業」の方が一方的に利潤統制を積極化して行く場合には、当然その金融求心力は小さくなり、市場競争力においても不利になる筈であった。状況がこの様であったからこそ、本陸軍及びその意を受けた第一次近衛「以後」の政権は、完全経済統制を進める産業界の不満を、どこか別の場所に利益誘導して緩和し、一方、その恩恵的措置の見返りとして、「金融資本」に、人為的に軍事産業にも強制積極投資させる様に導く、というシナリオを案出したのであった。

一九三九年一月一七日、平沼騏一郎内閣（板垣征四郎陸相、石渡荘太郎蔵相）は、「戦時経済計画」の具体化として「生産力拡充四ヶ年計画」（一九三八年～四一年）を策定した。「満鉄」以後の画期的日本二大国策投資持ち株会社（対関内中国向け政策）、「北支那開発株式会社」と「中支那振興株式会社」（両社とも一九三八年一月七日 池田成彬蔵相相期 に、同時に設立法制採択）の両社は、両社を開発投資エンジンとして駆動させる、新型「日満中経済リンク」構想図の中心ポジションに浮上して来たのだった。

平沼内閣の「戦時経済計画」を機に、その後中国大陸では、日本軍の指導による新中国統一政権作りが、次に述べて行く様に、合わせて進展した。後に一九四〇年（皇紀二六〇〇年）一月二六日、板垣征四郎・支那派遣軍総参謀長は、中国・青島において、二ヶ月後の汪兆銘南京（純正）国民政府の樹立（三月三〇日）を睨んで、「東亜新秩序」とは「善隣友好、防共、経済提携」の三原則に基づく「日満中三国新関係」の調整、樹立である、との定義を談話形式で披露した。また、皇紀二六〇〇年の同年元旦、阿部信行首相は、橿原神宮から響く太鼓の音と共に、新年の初放送で「東亜新秩序」建設の成就を祈り、誓った。

ここでこれより半年余ほど溯れば、一九三九年四月五日、重慶『大公報』及びロイター通信が、日本と汪兆銘の間に秘密協定が結ばれた、と報道したことに對して、汪兆銘は「第四次声明」（一九三九・四・八・香港）を發して否定し、自分の重慶脱出（一九三八・一・二・一八）の意図は、「東亜新秩序」において中国（中華民国）を「完全な領土主権を具備した一国家」として保全する様日本と交渉することにある、と表明した。汪兆銘の重慶脱出は、良く知られている様に同三八年一月三日の近衛「東亜新秩序建設」声明（第二次近衛声明）を受けたものであったが（汪兆銘「第六次声明」一九三九年七月一〇日上海 で述べる：同声明は『中華日報』に發表した論文であるが、その中で汪兆銘は、日中関係は一九三五年一月二〇日、蒋介石・有吉会談での三原則合意を出発点とするべきだと主張した）、同「東亜新秩序」声明及び同三八年一月二二日近衛第三次声明（「近衛三原則：無賠償、無併合」、既に同三八年一月二〇日、汪兆銘派と日華協議記録に調印）は、同年一月二一日広東占領、及び同二七日漢口（当時の南京国民政府の暫定首都）占領後の日本の対華政策を総括したものであった。

汪兆銘の重慶脱出当初の意図を今日から振り返って分析するならば、汪兆銘は近衛文磨

首相との対日直接交渉によって、「第二次近衛声明」(東亜新秩序声明)を足がかりとして、第一次近衛内閣期の「支那新中央政府樹立指導方策」(1938・7・15:徐州陥落後の日本の対中政策を総括)を、汪自らが今後新中国中央政府の受け皿主体となることで、前・林内閣期の「対支実行策」(1937・4・16:華北「分離」工作を否定)の線(ライン)に押し戻そうとするものであった、と判断出来るのである。汪兆銘「第五次声明」(1939・6・12・香港:「抗戦的真相」論文)は、蒋介石の軍事作戦が重慶への撤退時に、「新陣地への移転」、「作戦変更」等の口実を使って、広東を易々と放棄し、長沙を防御の名目で「焦土化」したことを痛罵した。汪兆銘の脱出は同「第五次声明」で言う様に、「屈辱的降伏」よりは、日中交渉による「平等な条件」での「名誉ある和平選択」を求めている。しかしながら、近衛は既に三九年一月四日、失脚せざるを得なかった。

その後、汪兆銘は一九三九年七月九日対蒋介石絶縁声明(ラジオ放送)、八月二八日純正国民党第六全大会(南京)の挙行の後、同年九月九日から三日間、同・南京において王克敏(北京臨時政府 1937・12・14成立 行政委員長)、梁鴻志(南京維新政府 1938・3・28成立 行政院院長)と会同して、中央政治会議開催に関する具体的な協議を行い、三者はいよいよ緊密に協力して新中国中央政府樹立のため結束する決意を固めたのであった。しかし、同年八月三〇日、平沼騏一郎内閣が半年余で阿部信行内閣に変わっており、汪兆銘は一〇月二日、政策調整のため側近・周仏海を使者として東京に派遣した。その後汪兆銘は、一〇月二〇日上海で支那派遣軍総参謀長板垣征四郎中将と、三十一日には南京で支那派遣軍総司令官西尾寿造大将と、そして十一月一日には旗艦出雲において支那方面艦隊司令官・及川古志郎中将らと、それぞれ会談したのであった。阿部内閣は十一月一日興亜院(38・12・16第一次近衛内閣期に設立)会議を開き、同月三〇日の御前会議で中国新中央政府との国交修復に関する基本方策を決定した。

## 5. 小結

汪兆銘と日本側の「東亜新秩序」をめぐる概念上の乖離は、以下に論ずる様に進んだ。

越えて一九四〇年一月八日、阿部信行(予備役陸軍大将:浜口内閣下で陸軍次官、宇垣一成陸相短期入院中陸相臨時代理)内閣(閣内五相兼務の軽量内閣)は閣議を経て、内閣書記官長談話の形式で、(日華)事変処理方策に関する新方針を発表した。その内容的特徴は、一九三八年十一月三日の近衛声明、及び同一二月二日近衛談話(日中国交調整三原則)の路線に基づき、日中両国は「産業、経済等に関し、長短相補、有無相通の趣旨に基づき、平等互惠を旨とする」、という「文言」として現れたが、しかしながら具体的には、日本は、華北、蒙疆地域とはより緊密な経済関係を形成し、華中、華南とは緊密な「合作」を実現したい、というものであった。そして阿部内閣中には、陸相・畑俊六、陸軍省軍務局長<sup>(83)</sup>(陸相の補佐機関)・武藤章、関東軍参謀長・梅津美治郎(前任、植田謙吉)、支那派遣軍総参謀長・板垣征四郎(前平沼内閣まで陸相)、という陸軍に新しい人事

があり、それは中国戦局という実戦の場に再び臨んで行く板垣征四郎（「長期持久戦」の展望も排除しない：一九三九年六月一五日、平沼内閣五相会議での板垣陸相の発言）を支えるために日本陸軍が形成したあらたな布陣であった。なお、畑俊六（陸士12期）、武藤章、梅津美治郎（陸士15期）の三人は、その後、杉山元（陸士16期：四〇年一〇月三日、陸軍参謀総長就任）を引き出しつつ（ただし畑俊六は阿部、米内内閣陸相後、第二次近衛内閣陸相を東條英機に譲り<sup>(84)</sup>、支那派遣軍総司令官に任）自らも継任し、そして二年後に東條英樹内閣の成立を導いたのであった（1942・3月行賞、功一級、大将・畑俊六、功二級、中将・梅津美治郎、同じく中将・板垣征四郎）。

阿部信行内閣は陸相・畑が総選挙を支持せず、在任僅か四ヶ月半で四〇年一月一四日突如総辞職し、同月一六日、新たに米内光政（海軍大将）内閣が成立した。米内の抜擢には内大臣（湯浅倉平）、岡田啓介・元首相の推薦があったと言われる。同・米内内閣では、留任した陸相・畑俊六が米内首相に三国同盟の締結を進言したが容れられず<sup>(85)</sup>、七月一六日陸相（畑）辞表提出<sup>(86)</sup>。米内内閣は後継陸相を得られず（軍部大臣現役武官専任制）七ヶ月の任期で倒れた。七月一八日、「（陸軍）三長官会議は東條中将を（次期内閣陸相に）推」した<sup>(87)</sup>。

汪兆銘、王克敏、梁鴻志の三者は同四〇年一月二三日から二六日まで、青島で会談し（「青島会議」：三新政府 即ち、北京臨時、上海維新、南京純正 40・3・30成立の要職にある幹部も同行、新中国中央政府の母胎となる中央政治会議組織弁法（二五日）、及び新中央政府樹立大綱について審議した。注目すべき点として汪兆銘はこの時、「華北非駐兵地域拡大問題」については、華北行政権は全部新中央政権に属することになる、と理解する立場（「汪兆銘第三次声明」、1939・3・28、香港：汪兆銘は、ドイツ駐華大使・トラウトマンが、三七年一月二八日孔祥熙行政院院長、一月二九日王正廷外交部長との会談時に、日本側 平沼内閣 から南京政府に対して伝達を委嘱されたとして孔、王両者に伝えた内容を確認）を取っていた。また、同「青島会議」には、汪、王、梁の三代表に加えて、蒙古連合自治政府（1937・10・28成立）からも徳王の代理として蒙古軍総指令・李守信将軍が参加し、同会議は新中国中央政府と蒙古連合自治政府の関係を原則的に明確化した。汪兆銘は同青島会議終了後、一月二七日空路上海へ帰り、更に具体的な中央政府樹立工作に入った。

## 注

- (1) 『週報』第四号、一九三六年一月四日、二〇頁。
- (2) 『日本金融史資料』昭和編第二七巻、戦時金融関係資料（一）、日本銀行調査局、一九七〇年、六四頁。
- (3) 『週報』第四号、二二頁。
- (4) 判澤純太『法幣をめぐる日満中関係』信山社、二〇〇三年、六七頁。

- ( 5 ) 沖中恒幸『金融国防論』ダイヤモンド社，一九四一年，一七六頁．
- ( 6 ) 同書，一七七頁．( 7 ) 同上．
- ( 8 ) 『法幣をめぐる日満中関係』前掲書，六六頁．
- ( 9 ) 『金融国防論』前掲書，一七九頁．
- ( 10 ) 賀屋興宣「戦時の財政」『語りつく昭和史』第三卷，朝日新聞社，一九七六年，一三七 - 一三八頁．
- ( 11 ) 『日本金融史資料』昭和編第二七卷，九六頁．
- ( 12 ) 木村嬉八郎『「金」の経済知識』千倉書房，一九三八年，一四六頁．
- ( 13 ) 『日本金融史資料』昭和編第三〇卷，戦時金融関係資料四，日本銀行調査局，一九七一年，九四頁．
- ( 14 ) 『日本金融史資料』昭和編第二七卷，一五二頁．
- ( 15 ) 『「金」の経済知識』前掲書，一八一頁．
- ( 16 ) 『金融国防論』前掲書，一八二頁．
- ( 17 ) 同上．( 18 ) 同書，一八三頁．( 19 ) 同上．( 20 ) 同上．
- ( 21 ) 同書，一八五頁．
- ( 22 ) 『日満経済論壇』第二〇号，一九三八年六月，三頁．『「金」の経済知識』前掲書，一七五頁．
- ( 23 ) 『「金」の経済知識』同書，一七八頁．
- ( 24 ) 同書，一八三頁．( 25 ) 同書，一八五頁．
- ( 26 ) 浜田峰太郎『中国最近金融史』東洋経済新報社，一九三六年，二九五頁．
- ( 27 ) 判澤純太『近代日中関係の基本構造』論創社，一九九七年，三九七頁．
- ( 28 ) 『中国最近金融史』前掲書，二九五頁．( 29 ) 同書，二九六頁．( 30 ) 同上．
- ( 31 ) 『支那における金融の特殊性』千倉書房，一九四一年，二二 - 二三頁．
- ( 32 ) 『近代日中関係の基本構造』前掲書，三九八頁．( 33 ) 同上．
- ( 34 ) 『支那における金融の特殊性』前掲書，二三頁．
- ( 35 ) 同書，三四頁．( 36 ) 同書，三五頁．
- ( 37 ) 『近代日中関係の基本構造』前掲書，三九九頁．
- ( 38 ) 『支那近代百年表草稿』東亜研究所，一九四一年，三六七頁．
- ( 39 ) 小島昌太郎『支那に於ける金融の特殊性』千倉書房，一九四一年，二〇頁．
- ( 40 ) 宮下忠雄「民国以来の支那銀行業の発展」(下)『支那研究』第四九号，一九三九年一月，一一四頁．
- ( 41 ) 同論文，一一五頁．( 42 ) 同上．( 43 ) 同論文，一一七頁．
- ( 44 ) 同論文，一二一頁．( 45 ) 同上．
- ( 46 ) 『法幣をめぐる日満中関係』前掲書，一六一頁．
- ( 47 ) 『支那近代百年表草稿』前掲書，三三二頁．



- ( 4 8 ) 同書, 三三三 - 三三四頁 .( 4 9 ) 同書, 三三四頁 .( 5 0 ) 同書, 三三五頁 .  
( 5 1 ) 同上 .( 5 2 ) 同書, 三三七頁 .( 5 3 ) 同書, 三二八頁 .  
( 5 4 ) 同書, 三三〇頁 .( 5 5 ) 同書, 三三一頁 .  
( 5 6 ) 『近代日中関係の基本構造』前掲書, 三九八頁 .  
( 5 7 ) 『支那近代百年表草稿』前掲書, 三三一頁 .( 5 8 ) 同書, 三三二頁 .  
( 5 9 ) 『近代日中関係の基本構造』前掲書, 二五一頁 .  
( 6 0 ) 『支那近代百年表草稿』前掲書, 三四一頁 .  
( 6 1 ) 西谷弥兵衛 『戦う日本経済』新紀元社, 一九四〇年, 三六頁 .  
( 6 2 ) 同書, 三八頁 .( 6 3 ) 同上 .( 6 4 ) 同書, 三九頁 .( 6 5 ) 同書, 四四頁 .  
( 6 6 ) 「戦時の財政」『語りつく昭和史』前掲書, 一三〇頁 .  
( 6 7 ) 『戦う日本経済』前掲書, 三九頁 .( 6 8 ) 同書, 四〇頁 .  
( 6 9 ) 「畑日誌」一九三八年七月二八日 『続・現代史資料』四, 陸軍, みすず書房, 一九八三年 .  
( 7 0 ) 林茂, 辻清明編 『日本内閣史録』三, 第一法規出版社, 一九八一年, 四三五頁 .  
( 7 1 ) 『戦う日本経済』前掲書, 四〇頁 .( 7 2 ) 同書, 四一頁 .( 7 3 ) 同上 .  
( 7 4 ) 同上 .( 7 5 ) 同上 .( 7 6 ) 同上 .( 7 7 ) 同書, 四一 - 四二頁 .  
( 7 8 ) 同書, 四二頁 .( 7 9 ) 同書, 四九頁 .( 8 0 ) 同上 .( 8 1 ) 同上 .  
( 8 2 ) 同書, 五〇 - 五一頁 .  
( 8 3 ) 陸軍省軍務局は陸軍における唯一の政治に関する窓口であった ( 額田坦 『秘録宇垣一成』芙蓉書房, 一九七三年, 二四頁 ).  
( 8 4 ) 梅津と東條の関係については, 「岩淵辰男記録」梅津美治郎刊行会 『最後の参謀 総長梅津美治郎』芙蓉書房, 一九七六年, 二九四頁 .  
( 8 5 ) 松下芳男 『日本軍閥の興亡』芙蓉書房, 一九七五年, 五三〇頁 .  
( 8 6 ) 「畑日誌」前掲書, 一九四〇年七月一六日  
( 8 7 ) 「畑日誌」同, 一九四〇年七月一八日